

第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2005年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところである。なお、2022事務年度においては以下のとおり改正を行っている。

- ① 大規模代理店の事業報告書の様式改訂に伴う所要の改正（2022年7月4日）
大規模代理店の事業報告書について、当報告書をモニタリングの端緒としてより有効に活用するとともに、保険代理店の作成負担の軽減を図りつつ、保険代理店による自律的な体制整備等にも活用できるよう当報告書の様式改訂を行い、これに伴う所要の改正を行ったもの（2022年7月4日適用）。
- ② 障がい者の利便性向上に配慮した取組みに係る所要の改正（2022年11月18日）
保険分野においては、障がい者等に配慮した取組みが進展しつつあるものの、具体的な利便性を向上させる対応については、一層の取組みが期待されること、このような取組みが恒久的に定着するよう、所要の規定の整備を行ったもの（2022年11月18日適用）。
- ③ 産業競争力強化法等の一部改正を踏まえた所要の改正（2022年12月9日）
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）施行に伴い、所要の改正を行ったもの（2022年12月9日適用）。
- ④ 少額短期保険業者のモニタリング体制等の整備に係る所要の改正（2023年3月31日）
平成18年の少額短期保険業制度施行時以降、少額短期保険業者の登録数が増加し、その規模・特性や取扱商品も多様化する中、財務の健全性及び業務の適切性に懸念がある少額短期保険業者を早期に把握し、適切な対応を促すことができるようモニタリング体制等を整備するため、所要の改正を行ったもの（2023年4月1日適用）。
- ⑤ 生命保険会社のIBNR備金に係る告示改正に伴う所要の改正（2023年3月22日）
生命保険会社及び外国生命保険会社等が積み立てる支払備金（IBNR）（注）について、パンデミックや大規模自然災害が発生した場合に、その影響を勘案できるよう、現行告示を改正したことに伴う所要の改正（2023年3月31日適用）。
（注） 未だ報告を受けていない既に発生した保険事故から生じる将来の損失に備える支払備金

- ⑥ 特定保険募集人の登録手続に係る所要の改正（2023年3月22日）
規制改革実施計画（2021年6月18日閣議決定）等を踏まえ、特定保険募集人の登録手続に係る登録免許税及び手数料について、電子納付による納付が可能となるよう、所要の改正を行ったもの（2023年3月22日適用）。

- ⑦ 保険業法施行規則の一部改正に伴う所要の改正（2023年3月31日）
保険グループがIFRS等を任意適用した場合に、保険業法における開示等各種規制についてもIFRS等に対応できるよう保険業法施行規則等の一部改正を行い、これに伴う所要の改正を行ったもの（2023年4月1日適用）。

- ⑧ 他業保険業高度化等会社に係る規定の改正（2023年6月1日）
他業保険業高度化等会社の設立に向けた準備行為として、保険会社をはじめとした保険グループにおいて実証実験を行う場合の留意事項等について、明示する改正を行ったもの（2023年6月1日適用）。

第2節 保険会社の概況

I 2023年3月期決算状況（別紙1～2参照）

1. 生命保険会社

2022年度は、海外金利の上昇に伴い、一時払外貨建保険の販売が増加したことなどから、保険料等収入が前年比増収となった。また、新型コロナに係る給付金の支払増加等により、当期純利益は前年比減益となっている。

2. 損害保険会社

2022年度は、火災保険の料率改定に伴う国内の火災保険の増収などから、正味収入保険料は前年比増収となった。また、雹害や台風、新型コロナの影響等により発生保険金が増加し、当期純利益は対前年度比で減益となっている。

II 再編等の状況（別紙3～7参照）

1. 概要

生命保険会社及び損害保険会社において、新規参入や再編等の動きはみられなかった。

なお、2023年6月末現在における会社数は、生命保険会社42社、損害保険会社33社、外国損害保険会社21社、免許特定法人1社、保険持株会社15社である。

2. 主要会社の再編等

2022年7月以降2023年6月までにおいて、再編及び外国保険会社日本支店の日本法人化は行われていない。

生命保険会社の令和5年3月期決算の概要

(単位:億円、%、ポイント)

	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	前期比
基礎収益	479,260	485,368	554,629	69,260
保険料等収入	309,427	320,134	380,198	60,063
資産運用収益	96,640	85,444	86,262	817
基礎費用	440,432	442,286	527,314	85,027
保険金等支払金	296,974	308,156	397,886	89,729
資産運用費用	4,585	4,160	7,902	3,742
事業費	46,017	46,580	49,103	2,522
基礎利益	38,828	43,081	27,314	▲ 15,766
キャピタル損益	4,948	4,338	▲ 611	▲ 4,949
臨時損益	▲ 11,837	▲ 15,723	▲ 1,645	14,077
危険準備金繰入額	3,739	5,081	3,130	▲ 1,950
経常利益	31,939	31,695	25,057	▲ 6,638
特別損益	▲ 5,092	▲ 4,153	▲ 883	3,269
価格変動準備金繰入額	4,608	3,389	2,778	▲ 611
当期純利益(純剰余)	19,199	19,651	16,577	▲ 3,073
総資産	4,124,465	4,196,966	4,068,156	▲ 128,809
有価証券含み損益	471,900	354,837	189,951	▲ 164,885
公表逆ざや額	▲ 854	▲ 615	▲ 846	▲ 231
ソルベンシー・マージン比率	1,009.7	993.9	943.1	▲ 50.8

【参考】[個人保険+個人年金ベース]

新契約高+転換純増(兆円)	48	51	56	4
解約失効高(兆円)	41	42	48	5
保有契約高(兆円)	917	907	894	▲ 13
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	15,944	18,408	21,607	3,200
うち第三分野	4,829	5,419	5,451	32
保有契約ベース	279,649	278,996	277,481	▲ 1,514
うち第三分野	70,342	71,194	72,010	815

(注1) 逆ざや額=(基礎利益上の運用収支等の利回り-平均予定利率)×一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社(令和3年3月期:42社、令和4年3月期:42社、令和5年3月期:42社) ※かんぽ生命含む。

(別紙2)

損害保険会社の令和5年3月期決算の概要

(単位：億円、%、ポイント)

	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	前期比
正味収入保険料	88,930	90,096	93,328	3,231
正味支払保険金	46,551	48,051	54,878	6,826
経常利益	6,477	9,403	8,133	▲ 1,270
特別損益	▲ 357	▲ 228	▲ 1,120	▲ 892
当期利益	4,860	7,054	5,362	▲ 1,692
総資産	329,219	331,319	323,193	▲ 8,125
有価証券 含み損益	57,899	57,976	52,946	▲ 5,030
ソルベンシー・ マージン比率	766.1	744.7	734.0	▲ 10.7

(注1) 令和3年3月期は53社ベース。令和4年3月期は54社ベース。令和5年3月期は55社ベース。

(注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

生命保険会社一覧表
(2023年6月30日現在42社)

(別紙3)

	会社名
生命保険会社(42社)	アクサ生命保険株式会社
	アクサダイレクト生命保険株式会社
	朝日生命保険相互会社
	アフラック生命保険株式会社
	イオン・アリアンツ生命保険株式会社
	SBI生命保険株式会社
	エヌエヌ生命保険株式会社
	FWD生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	カーディフ生命保険株式会社
	株式会社かんぼ生命保険
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	住友生命保険相互会社
	ソニー生命保険株式会社
	SOMPOひまわり生命保険株式会社
	第一生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	大樹生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	チューリッヒ生命保険株式会社
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	なないろ生命保険株式会社
	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
	日本生命保険相互会社
	ネオファースト生命保険株式会社
	はなさく生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	富国生命保険相互会社
	ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
	プルデンシャル生命保険株式会社
	マニユライフ生命保険株式会社
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	明治安田生命保険相互会社
	メットライフ生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社

損害保険会社一覧表
(2023年6月30日現在55社)

会 社 名	
損害保険会社 (33社)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	A I G 損害保険株式会社
	a u 損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	S B I 損害保険株式会社
	カーディフ損害保険株式会社
	キャピタル損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	さくら損害保険株式会社
	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	全管協れいわ損害保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	損害保険ジャパン株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	Chubb損害保険株式会社
	東京海上日動火災保険株式会社
	トーア再保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	日本地震再保険株式会社
ペット&ファミリー損害保険株式会社	
三井住友海上火災保険株式会社	
三井ダイレクト損害保険株式会社	
明治安田損害保険株式会社	
楽天損害保険株式会社	
レスキュー損害保険株式会社	
外国損害保険会社等 (21社)	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
	アシュアランスフォアニング・ガード・イエンシディグ
	Asuuranceforeningen SKULD Gjensidig
	アトラディウス・クレジット・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス
	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
	現代海上火災保険株式会社
	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムル・エクステリユール
	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
	ノース・スタンダード・リミテッド
	ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
	スコール・エスイー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
	スチームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド
	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
	ミュンヘナー・リュックフェルシツヘルングス・ゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
	ユーラーヘルメス・エスエー
	Swiss Re Asia Pte. Ltd.
免許特定法人 (1社)	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

保険持株会社一覧表

(2023年6月30日現在15社)

	保険持株会社名
(15社)	アイペットホールディングス株式会社
	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
	アニコムホールディングス株式会社
	アフラック・ホールディングス・エルエルシー
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	auフィナンシャルホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
	楽天インシュアランスホールディングス株式会社

生命保険会社の推移

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2023年度	2023年6月末現在
生命保険会社	41社	41社	42社	42社	42社	42社
+ 免許 ▲ 廃止	※新設 + はなさく生命 (2019年2月)		※現地法人化 + チューリッヒ生命保険 株式会社 (2020年11月)(注1)	※合併 + ソニー生命保険株式会社 (2021年4月) ▲ ソニー生命保険株式会社 ▲ ソニーライフ・ウィズ 生命保険株式会社 ※新設 + なないろ生命 (2021年4月)		
外国生命保険会社	1社	1社	1社	0社	0社	0社
+ 免許 ▲ 廃止	▲ アメリカン ファミリー ライフ ア シュアランス カンパニー オブ コロ ンバス ▲ カーディフ・アシュアランス・ヴィ			▲ チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパ ニー・リミテッド		
合 計	42社	42社	42社	42社	42社	42社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

(注1) 2020年11月24日付でチューリッヒ生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2021年4月1日に営業開始。

損害保険会社の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年6月末現在
国内社 (法第3条免許)	30社	30社	30社	32社	32社	33社	33社	33社
+ 免許 ▲ 廃止		+カーディフ損害保険株式会社 (2017年12月) ※合併(2018年1月) +AIG損害保険株式会社 ▲AII損害保険株式会社 ▲富士火災海上保険株式会社		+ベット&ファミリー損害保険株式会社 (2019年4月) +レスキュー損害保険株式会社 (2019年6月) +さくら損害保険株式会社 (2019年6月) ※合併(2019年7月) +セゾン自動車火災保険株式会社 ▲セゾン自動車火災保険株式会社 ▲そんぼ24損害保険株式会社		+全管協れいわ損害保険株式会社 (2021年6月)		
外国社 (法第185条免許)	21社	23社	23社	21社	21社	21社	22社	22社
+ 免許 ▲ 廃止	▲フェデラル・インシュアランス・カンパニー (2016年6月) +コンパニア・エス・パニョーラ・デ・クレディト・イ・カウシヨシ・エセ・アー(2016年9月) ▲アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ(2016年12月)	+スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2017年4月) +ステイムシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド (2017年12月)	+スコール・エスイー(2019年2月) ▲カーディフ・アシュアランス・リスクリ・ディヴェール(2018年4月)	+Swiss Re Asia Pte. Ltd. (2019年6月) ▲スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド(2020年1月) ▲スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2019年4月) ▲アキシュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・アイ (2019年4月)		+ザ・ブリタニヤ・ステイム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ(2021年9月) ▲ザ・ブリタニヤ・ステイム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド(2022年2月)	+Assuranceforeningen SKULD Gjensidig (2022年6月)	
合計	51社	53社	53社	53社	53社	54社	55社	55社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

第3節 保険会社に対する金融モニタリング

I 顧客本位の業務運営

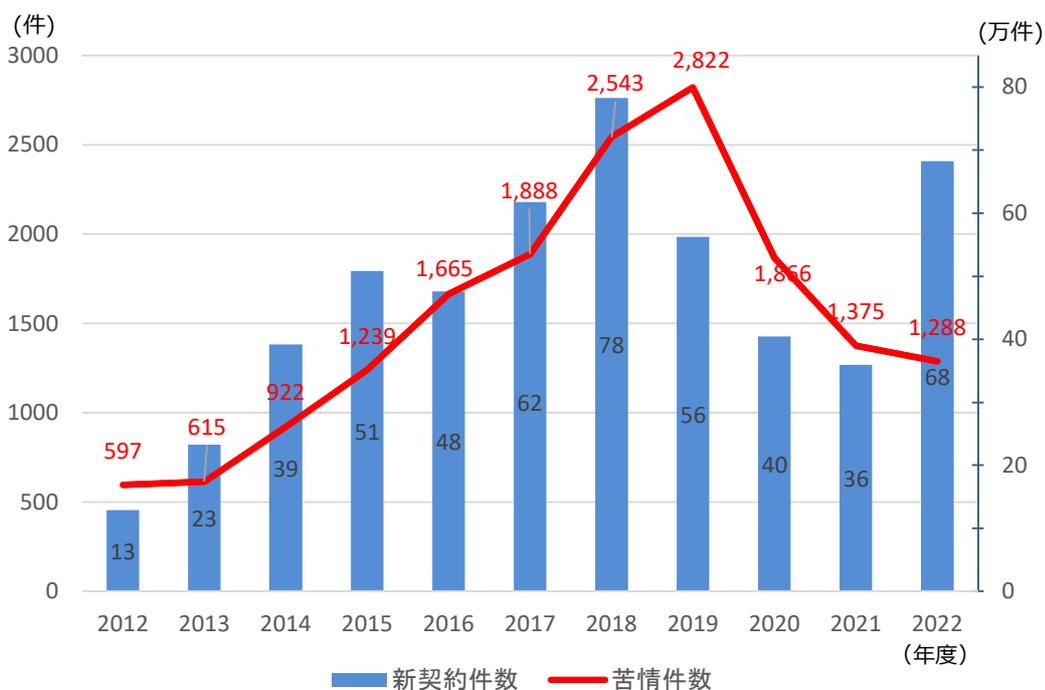
生命保険は金融商品の中でも契約期間が長いという特徴があり、そのため、募集時の十分な説明及び契約後のアフターフォローの必要性・重要性は他の金融商品と比べても高いものと考えられる。

- ① 生命保険会社の営業職員チャネルは、長年にわたり生命保険の販売チャネルとして定着しており、重要な位置を占める一方、依然として金銭詐取問題をはじめとする不適切事案が複数の会社で継続的に発生している状況にある。このような中、生命保険協会は、2023年2月、会員各社が営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化を図る上で留意すべき原理・原則や取組例等について、「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」として取りまとめ・公表を行った。本着眼点が公表されたことを受け、金融庁では、生命保険協会との意見交換会において、本着眼点を踏まえた各社の取組みや生命保険協会の取組みが、営業職員による不適切事案の未然防止や再発防止に繋がり、業界全体として顧客本位の業務運営の更なる推進に資するものとなるよう、生命保険会社に対応を促した。
- ② 乗合代理店による保険募集については、生命保険会社による代理店手数料の多寡により顧客の意向把握や比較推奨販売に偏りが生じるおそれがあるため、顧客本位の商品提案がなされるよう業界に促してきた。その結果、各生命保険会社においては、生保乗合代理店の業務品質を代理店手数料に反映する取組みを進めてきているほか、生命保険協会においてスタディグループが設置され、2021年12月、業務品質評価基準と生命保険協会による評価運営の在り方についてとりまとめが行われた。生命保険協会においては、業務品質評価基準による評価運営が2022年度より開始され、42代理店が認定を受けている。
- ③ 保険会社等や保険募集人等が保険募集を行うにあたっては、顧客本位の業務運営を確保する観点から、顧客の多様なニーズに応じた保険サービスが適切に提供されるよう、公的保険制度を踏まえた保険募集推進が求められる。また、顧客自身のリスクや必要に応じた保険商品を選択できるよう、顧客の保険リテラシーの向上を図ることが重要である。そのため、公的保険制度を踏まえた保険募集の取組状況に係るフォローアップを行ったことに加え、保険会社等における保険リテラシー向上に係る取組実態を把握するためのアンケートを行い、アンケート結果をもとに対話を実施した。
- ④ 外貨建保険は、販売量の増加に伴い、元本割れリスクの説明が不十分であった等の各種苦情が発生しており、近年、苦情発生件数は減少傾向にあるものの（図表1）、引き続き他の保険商品よりも苦情発生率が高い。したがって、外貨建保険の販売量が多い保険会社に対し、募集委託先である金融機関代理店において顧客

の属性と商品特性の適合性を踏まえたきめ細かな保険募集が行われているか等、その募集管理が顧客本位なものとなっているかについて、モニタリングを実施した。また、金融機関代理店に対する対応として、外貨建保険を販売している全ての銀行に実態把握のためのアンケート調査を実施して募集管理の高度化の進捗を確認した。

さらに、顧客が、金融事業者の選択に当たって、各業態の枠を超えてリスクや販売手数料等のコストに見合ったリターンを長期的に確保できているかを比較検討できるよう、2022年1月に定義・公表した「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPI」について、2023年3月末時点で147の金融事業者が公表し、金融庁に報告を行った。金融庁では、その報告内容を集計・分析し公表した。

図表1 金融機関代理店での外貨建保険・年金件数、苦情受付件数（新契約関係）



⑤ 保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を防止するための商品開発及び募集管理について、業務運営態勢上の問題が認められ、自主的な改善が十分には期待できない保険会社に対し、保険業法に基づく所要の行政対応を行った。さらに、国税庁との間で構築した商品審査段階及びモニタリング段階において把握した事実を情報共有し、国税庁と定期的な意見交換を実施したほか、商品審査段階において税務上の見解に係る照会を通じて連携を図った。

⑥ 2019年に生じた行政対応事案を契機として、ライフステージの変化等に伴う顧客ニーズの変化に合わせた保障内容の見直しに適切に対応することが重要であ

るとの観点から、特に既契約等の保障内容を見直す際の顧客視点に立った契約見直し制度の導入に関する実態把握等のモニタリングを実施した。その結果、2020事務年度に確認した状況から、各生命保険会社において概ね所要の対応が取られたことを確認した。顧客にとって不利益となり得る状況に対して特段の対応を行っていない一部の社については、顧客視点に立った対応の態勢を継続していく。

II 持続可能なビジネスモデルの構築

(ビジネスモデル)

少子高齢化や自然災害の激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化や、それを受けた顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、取り組むべき課題とその対応状況について、モニタリングを実施した。

- ① 生命保険会社については、営業職員が主軸チャネルの大手及び中堅生命保険会社との対話を継続するとともに、これまでビジネスモデルに係る対話が未実施の生命保険会社など、計21社との間で対話を実施した。対話を通じて、中長期的課題への対応をはじめ、デジタル化の推進や商品戦略など、各社の足元の取組状況や課題を確認の上、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた一層の取組強化を促した。
- ② 損害保険会社については、大手3損保グループ・中堅6社を対象に、ボトムライン（火災保険の収益改善等）の適正化に向けた取組み等をテーマとして、収益悪化要因、2022年度に実施した商品改定の概要及び収益改善状況について対話を実施した。また、これまでビジネスモデル対話が未実施の先として、旅行保険特化社とペット保険特化社のモノラインの損害保険会社を対象に、新型コロナによる影響、それぞれの保険マーケットの今後の見通し、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた各社の取組状況や今後の課題について対話を実施した。
- ③ 上記①および②の対話等を通じて確認した内容は、保険モニタリングレポートや業界団体との意見交換会でフィードバックを行った。

(自然災害への対応)

海外での自然災害の発生状況に加え、世界的な金利上昇、インフレーション等の影響により2023年4月の再保険交渉は大変厳しいものになったが、各社とも再保険コストの上昇に合わせた再保険政策の見直しにより、適切に再保険契約を更改した。異常危険準備金についても、多額の取り崩しが発生したが、追加積立等を行うことで同準備金の残高を大きく減少させない取組みが多く、損害保険会社において見られたことを確認した。

損害保険協会と警察庁など関係省庁間で災害に便乗した悪質商法等を排除するための意見交換を実施したほか、保険金不正請求事例のうち、検挙につながった事例の分析を通じて、悪質性の高い事例に関する知見を損害保険協会と警察庁等において共有した。

また、社会全体として自然災害に対する経済的な備えを高めていく観点からは、2023年6月、損害保険会社が自社の保険料率算出の基礎とし得る火災保険参考純率について、損害保険料率算出機構より水災料率細分化を含む改定届出があり、適合性審査を実施した。

第4節 財務の健全性の確保

保険会社を取り巻く経営環境やリスクが絶えず変化していく中で、保険会社のリスクや収益性に関するフォワードルッキングな分析を行い、早期に経営改善を促すほか、財務上の指標や規制のあり方等についても不断の検討を行い適切に見直しをしていく必要がある。こうした観点から、2022 事務年度においては、以下のようなモニタリング及び規制の見直し・検討を行った。

I 資産運用に関するモニタリング

2022 事務年度は、海外金利の上昇や大幅な円安の進行及び米国地銀の経営破綻などの金融市場における動向を踏まえ、各保険会社の市場リスクや、大手生命保険会社の資産運用の状況等に係るモニタリングを実施した。また、海外金利の上昇に伴う保有外国有価証券の含み損の拡大により実質資産負債差額が大幅に減少した一部の保険会社については、流動性リスクに係るモニタリングを実施した。

加えて、大手損害保険会社に対して、政策保有株式の縮減計画の進捗や保有意義の検証等にかかるモニタリングを実施した。

II 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けて、国際的な動向等を踏まえ、国内フィールドテストの分析結果や 2021 事務年度に公表した暫定的な決定内容等をもとに検討を進め、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」を 2023 年 6 月 30 日に公表した。また、当該規制導入に伴う保険会社の経営行動の変化と市場への影響を分析することを目的とした委託調査を実施し、調査結果を 2023 年 5 月に公表した。

III 財務上の指標や規制のあり方の見直し

保険グループが IFRS 等を任意適用した場合に、保険業法における開示等各種規制についても IFRS 等に対応できるよう保険業法施行規則等の一部改正を行った（2023 年 3 月）。また、生命保険会社及び外国生命保険会社等が積み立てる支払備金（IBNR）について、パンデミックや大規模自然災害が発生した場合に、その影響を勘案できるよう、現行告示の改正を行った（2023 年 3 月）。

第5節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡潔で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査において保険会社等との間で双方向の協議を十分に行うことを目的として、審査の透明性、効率性、迅速性等の向上を図るために、保険会社の商品部長との意見交換（2022年9月及び10月、2023年4月、5月及び6月）を行ったほか、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」を策定し、公表した（2022年7月、2023年2月及び6月）。

第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が2006年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短い商品のみ取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

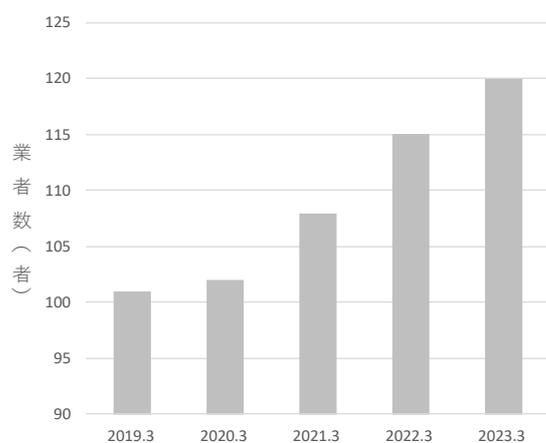
制度創設から17年が経過し、少額短期保険業者の数は大幅に増加するとともにその規模や特性、取扱商品も多様化してきている。2023年3月期決算をみると、保有契約件数、収入保険料が増加するなど、市場規模の拡大が続いている。一方、当期純利益は前年同期比で減少しており、支払保険金や事業費の増加、創業期赤字等を要因とした赤字業者が一定程度存在している。なお、2023年6月末現在、少額短期保険業者の数は、119業者となった（※2023年3月以降、2者が新規登録、3者が合併等により廃止）。

少額短期保険業者に対する監督は、金融庁長官から各財務局長等に委任されているところ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じてモニタリングを行い、必要な指導・監督を行った。

2022事務年度では、少額短期保険業者2者に対して、それぞれ、少額短期保険業制度制定以降初めてとなる保険管理人による管理を命ずる処分及び登録取消処分を行った。

また、2023年3月末に期限が到来した少額短期保険業者の保険引受上限金額に係る経過措置の適用を受けた少額短期保険業者に対しては、本則超過契約の引受け終了に向けた対応計画の策定及び確実な履行を求め、そのフォローアップにおいて、すべての経過措置の適用を受けた少額短期保険業者が、2023年3月末までに本則超過契約の引受けを終了したことを確認した。

少額短期保険業者数推移



2023年3月期 決算概要

	2022年 3月期	2023年 3月期	増減(比)
保有契約件数 (千件)	15,884	17,471	10.0%
収入保険料 (億円)	1,266	1,346	6.3%
当期純利益 (億円)	9	-34	-477.8%

少額短期保険業者登録一覧

(別紙1)

(令和5年6月30日現在:119業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局 【計1者】	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	SBI常口セーフティ少額短期保険株式会社
東北財務局 【計6者】	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	SBIプリズム少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミーL A少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第8号	令和2年7月16日	つばき少額短期保険株式会社
関東財務局 【計91者】	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	SBIリスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	SBIいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	スマイル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	全管協少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	Aライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	Chubb少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	楽天少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社

少額短期保険業者登録一覧

(別紙 1)

(令和5年6月30日現在:119業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	A B C少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会
	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	オリーブ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	株式会社DMM少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	LASHIC少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	JMM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e-N e t少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしん少額短期保険株式会社

少額短期保険業者登録一覧

(別紙1)

(令和5年6月30日現在:119業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社F I S
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	くふう少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	AWPチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	日本ペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	チューリッヒ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エポス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社※1
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セクスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	スターツ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	シャーマゾン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	すまい共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	エール少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第77号	平成29年7月6日	リボン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第78号	平成29年7月12日	メディカル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第79号	平成29年7月21日	ミカタ少額短期保険株式会社※2
	関東財務局長 (少額短期保険)第80号	平成29年7月24日	株式会社ホープ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第81号	平成29年8月30日	株式会社ヤマダ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第84号	平成29年11月27日	Next少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第85号	平成29年12月1日	USEN少額短期保険株式会社

少額短期保険業者登録一覧

(別紙1)

(令和5年6月30日現在:119業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	関東財務局長 (少額短期保険)第86号	平成30年1月19日	株式会社リロ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第87号	平成30年6月25日	株式会社justInCase
	関東財務局長 (少額短期保険)第88号	平成30年10月31日	東急少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第89号	平成31年2月26日	Mysurance株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第91号	令和元年6月28日	あおぞら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第92号	令和2年5月12日	株式会社宅建ファミリーパートナー
	関東財務局長 (少額短期保険)第93号	令和2年8月7日	スマートプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第94号	令和2年8月31日	ジェイコム少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第95号	令和2年9月4日	株式会社ZEN少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第96号	令和2年9月30日	ダブルエー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第97号	令和2年12月17日	SUDACHI少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第98号	令和3年1月29日	みらい少額短期保険株式会社 ^{※3}
	関東財務局長 (少額短期保険)第99号	令和3年3月12日	第一スマート少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第100号	令和3年5月26日	i-SMAS少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第101号	令和3年6月29日	リトルファミリー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第102号	令和3年6月30日	MICIN少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第104号	令和3年12月27日	ワランティ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第105号	令和4年3月24日	ニッセイプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第106号	令和4年3月25日	ゼアー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第107号	令和4年6月28日	株式会社Emyii少額短期保険

少額短期保険業者登録一覧

(別紙1)

(令和5年6月30日現在:119業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	関東財務局長 (少額短期保険)第108号	令和4年12月22日	アフラックペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第110号	令和5年2月3日	ブレイブ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第111号	令和5年2月7日	Tokio Marine X少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第112号	令和5年2月17日	レジデントインシュアランス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第113号	令和5年5月17日	ビクトリア少額短期保険株式会社
東海財務局 【計4者】	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
	東海財務局長 (少額短期保険)第5号	平成31年2月7日	Z u t t o R i d e 少額短期保険株式会社
	東海財務局長 (少額短期保険)第6号	令和2年2月14日	株式会社アシロ少額短期保険
	東海財務局長 (少額短期保険)第7号	令和4年11月10日	株式会社きずな少額短期保険
近畿財務局 【計9者】	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	SBI日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	SS I きみどり株式会社※4
	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第12号	令和5年2月15日	あさひ少額短期保険株式会社
中国財務局 【計1者】	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
四国財務局 【計1者】	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局 【計5者】	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第6号	令和5年4月27日	株式会社愛グループ少額短期保険
沖縄総合事務局 【計2者】	沖縄総合事務局 長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

少額短期保険業者登録一覧

(別紙 1)

(令和5年6月30日現在:119業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
	沖縄総合事務局長 (少額短期保険)第2号	令和3年2月26日	大同火災W i L 少額短期保険株式会社

- ※1 旧登録番号: 東海財務局長 (少額短期保険) 第3号 旧登録日: 平成24年6月25日
 ※2 旧登録番号: 東北財務局長 (少額短期保険) 第5号 旧登録日: 平成25年5月15日
 ※3 旧登録番号: 近畿財務局長 (少額短期保険) 第11号 旧登録日: 平成26年6月20日
 ※4 旧登録番号: 関東財務局長 (少額短期保険) 第48号 旧登録日: 平成21年2月16日

第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで2008年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、2008年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、2013年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、2011年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、2013年11月が申請期限となっており、財務局所管業者は7法人となった。2022事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、財務局と共に監督を行った。

認可特定保険業者一覧
(財務局等所管分)

(別紙1)

(令和5年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	平成24年1月27日	一般社団法人 すみれ
	平成24年12月21日	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	平成25年10月21日	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	平成25年12月12日	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	平成25年12月12日	一般社団法人 JMC厚生会
東海財務局	平成24年5月24日	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	平成24年6月25日	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会